

「草津市空き家情報バンク」を創設しました！

空き家の利活用をお考えの方、当バンクに登録しませんか？

○空き家情報バンクとは

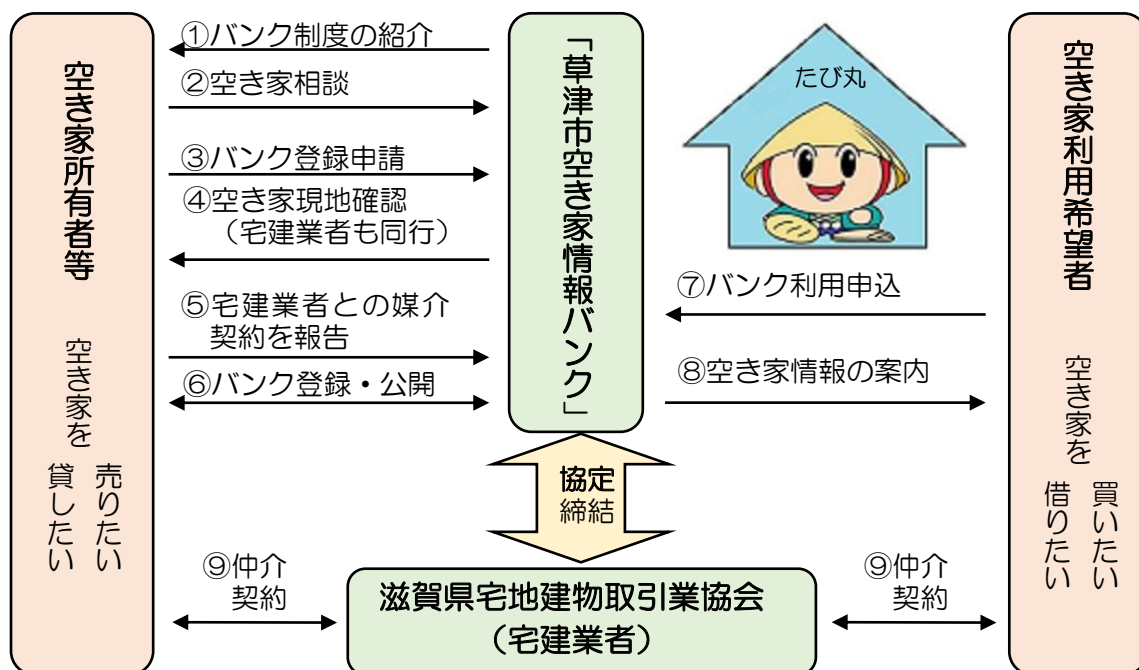
草津市内の空き家の有効活用を目的に空き家を貸したい、売りたい所有者の方の物件を市に登録し、市はホームページ等にその情報を公開します。その情報を見て借りたい・買いたいという希望者との橋渡しを市と宅建協会が協力して行う制度です。

※空き家とは、個人が居住を目的として所有し現に居住していない住宅です。

※宅建協会（公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会）は、宅建業者の団体で草津市と空き家情報バンクの運営に関する協定を締結しています。



○空き家情報バンクの仕組み



※物件に関する交渉・契約は、宅建業者の仲介のもと行っていただきます。
 ※宅建業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が必要になります。

※草津市は、空き家の売買賃貸借等に関する交渉および契約等については、一切関与いたしません。

くわしくは、下記の草津市役所建築課へお問い合わせください。

草津市空き家情報バンク

お問い合わせ

〒525-8588
 草津市草津三丁目 13-30
 草津市役所建築課（4階）
 TEL 077-561-2378（直通）
 FAX 077-561-2486
 メール kenchiku@city.kusatsu.lg.jp

